



# 埼玉県報

第281号  
令和4年(2022年)  
1月28日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

### 告示

- 映像ホール音響機器に関する落札者等の公示（入札課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 埼玉県感染防止対策協力金(追加申請)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 美見沢用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 山王用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 一般国道254号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道日高川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道川越入間線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県告示第1361号中訂正（商業・サービス産業支援課）

# 規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第二号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二三の項中「三〇二」を「二五四」に改め、同表七六の項中「三六・九六」

を「三六・〇四」に、「三四六」を「四一八」に改め、同表一〇六の項中

耐火	五四・七〇	二〇
平家建て	三一・八五	八

を

中層耐火	四七・五五	二
------	-------	---

に改め、同表中一一五の項を削り、一一六の項を一一五の項とし、一一七の項

から二三一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二三二の項中「大字下藤沢」を「下藤沢四丁目」に改め、同項を同表二三一の項とし、同表二三三の項中「大字下藤沢」を「下藤沢四丁目」に改め、同項を同表二三二の項とし、同表中二三四の項を二三三の項とし、二三五の項から二五四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二五五の項中「大字坂田」を「坂田西二丁目」に改め、同項を同表二五四の項とし、同表中二五六の項を二五五の項とし、二五七の項から三三五の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
映像ホール音響機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3  
丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ソナ 東京都中野区弥生町2丁目19番9号
- 5 落札金額  
39,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和3年11月30日

## 告 示

### 埼玉県告示第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人川口市民環境会議

二 代表者の氏名

浅羽 理恵

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番十一―千四百三号東急ドエルデュオプラザ川口

貳番館橋本泰孝内

四 更新後の認定の有効期間

令和三年七月十九日から令和八年七月十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人彩の森 彩の森草加クリニ ック	医療法人彩の森	草加市瀬崎一―九―一―一 階	令和三年十一 月一日
ファミリークリニ ック草加	医療法人修志会	草加市高砂二―一八―二四 ノースビル三〇一号	令和三年十二 月一日
すこやかかわこう おやこサポートク リニック	医療法人社団す こやか	和光市広沢一―五	令和四年一月 一日
林医院	林 秀彦	狭山市入間川二―五―七― 一〇一	平成二十九年 四月一日
医療法人社団斗花 会 ベニバナファ ミリークリニック	医療法人社団斗 花会	桶川市下日出谷九五四―五	令和三年十二 月一日
スカイデンタルク リニック	宋 志鏞	北足立郡伊奈町栄六―七三 二階	令和三年十二 月一日

おおはし歯科クリ ニツク	大橋 顕二郎	草加市金明町八〇一―一	令和二年十二 月一日
金子歯科医院	金子 昌豊	白岡市白岡一六〇―一	令和二年一月 一日
におどり薬局	一般社団法人ピ ー・シー・エス と中央医療福祉ビル一階		令和四年一月 一日
ともえ薬局	アングルセンエ フアンドデー 株式会社	鴻巣市人形四―六―一三	令和三年十一 月二十二日
うさぎ薬局 所沢 店	株式会社美山	所沢市くすのき台三―六―四 コーポ菊池一〇三号室	令和四年一月 一日
ウエルシア薬局長 瀨店	ウエルシア薬局 株式会社	秩父郡長瀨町長瀨三二九	令和四年一月 一日
医心館 訪問看護 ステーション 上 尾	株式会社アンビ ス	上尾市緑丘三―二―二五	令和三年十二 月一日
ナースステーション アンテナ	合同会社ケアス テーションアン テナ	深谷市上野台三〇五〇―四 ハイムウイステリアB一〇二二日	令和三年九月 一日
訪問看護ステーション あやめ鶴ヶ島	株式会社ファース トナース	鶴ヶ島市脚折五九―四ハピネ ス一〇一号室	令和三年十二 月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
名称	所在地			
石山 和寛		はっとりはり・ きゅう院（久喜 本町院）	久喜市本町八―六―三四	令和三年十二 月十七日
森 孝史		はり灸 みつき 堂	日高市猿田九八―一	令和三年十二 月十六日
森 真依		はり灸 みつき 堂	日高市猿田九八―一	令和三年十二 月十六日
根岸 諒		株式会社アメニ ティーサービス	さいたま市見沼区東大宮四 ―二六―三鯨井ビル二〇一	令和四年一月 一日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	変更事項		変 更 前	変 更 後
澤田医院	所 在 地	入間市下藤沢四三三	入間市下藤沢二 ―二二―一三	入間市下藤沢二 ―二二―一三
アイン薬局久喜 南店	名 称	こまち薬局	めぐみ薬局	アイン薬局久喜 南店
アイン薬局鴻巣 店	名 称	めぐみ薬局	アイン薬局鴻巣 店	アイン薬局狭山 ケ丘店
ちいさな薬局	開設者住所	志木市本町四―五― 四九	有限会社ニシアヤセ	株式会社 P&Dメディカル イノベーション 東京都台東区上 野桜木一―一四 ―三〇
	開設者名称	有限会社ニシアヤセ		
アイン薬局狭山 ケ丘店	名 称	はなまる薬局 所沢 店	アイン薬局狭山 ケ丘店	アイン薬局狭山 ケ丘店

クオール薬局清 水町店	クオール薬局東 坂戸店	クオール薬局若 葉店	訪問看護ステー ションひかり
名	名	名	所 在 地
称	称	称	一〇
あおぞら薬局 清水 町店	ユニコ薬局東坂戸店	あおぞら薬局 鶴ヶ 島店	狭山市水野一二六五
クオール薬局清 水町店	クオール薬局東 坂戸店	クオール薬局若 葉店	狭山市堀兼二一 一二一三

# 告示

## 埼玉県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
彩の森 草加クリニック	草加市瀬崎一―九―一	令和三年十月三十一日
ファミリークリニック 草加	草加市高砂二―一八―四一スクエアール 広瀬一階	令和三年十一月三十日
小児科林医院	狭山市入間川二―五―七―一〇一	平成二十九年二月二十八日
桶川みらいクリニック	桶川市若宮一―五―二パトリア桶川四	令和二年三月三十一日
ベニバナファミリークリニック	桶川市下日出谷九五四―五	令和三年十一月三十日
金子歯科医院	白岡市白岡一―一六〇	令和元年十二月三十一日
スカイデンタルクリニック	北足立郡伊奈町栄六―七三 二階	令和三年十一月三十日
医療法人社団 志正会 志賀歯科医院	所沢市東所沢一―二―八	令和三年十二月二十一日

順雅堂薬局	ともえ薬局	そうごう薬局 八潮店
飯能市飯能三〇五	鴻巣市人形四一六―二七	八潮市中央三一―一二―一二
令和三年十二月二十日	令和三年十一月二十一日	令和三年六月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
清水内科クリニック	深谷市人見四四五―一	令和四年一月三十一日
手塚歯科医院	戸田市中町二―一八―一八―一 ○一サンパワータカラ	令和四年一月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人慈公会 公平病院	戸田市笹目南 町二〇―一六	医療法人慈公 会	訪問リハビリ テーション	令和二年十一月 一日
木村歯科医院	羽生市中央二 ―七―一〇	医療法人社団 正匡会	居宅療養管理 指導	令和三年五月一 日
あいあい薬局	春日部市豊町 四―二―三八	有限会社あい あいプラン	介護予防居宅 療養管理指導 居宅療養管理 指導	令和三年十月一 日

告示

埼玉県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
陽山会クリニック	陽山会クリニック	事業所名	事業所名	蓮田クリニック	陽山会クリニック	訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
事業所名	事業所名	事業所所在地	事業所所在地	熊谷市新堀三三七―四	熊谷市新堀三四六―三	訪問介護
事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	児玉郡神川町一四六―三	本庄市若泉一―三九	居宅介護支援
事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	児玉郡神川町一四六―三	本庄市西富田六四六―一	居宅介護支援
事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	児玉郡神川町一四六―三	本庄市西富田六四六―一	居宅介護支援

# 告 示

## 埼玉県告示第七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県感染防止対策協力金（追加申請）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年11月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額  
35,723,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

ア 駐車場施設及び自転車置場について、計画のとおり施工願います。

イ 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

ウ 別紙来退店経路図の経路以外への車両の進入を抑制する対策（看板等）を講じ、交通事故・交通渋滞等が生じないように万全を期してください。

エ 従前の意見書を踏まえ交通安全上必要となる対策を行ってください。

#### (2) 騒音問題

ア 工事の施工に関して、騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業を実施する場合は、実施七日前までに当該作業の実施を届け出てください。また、法令等で禁止する作業日時を踏まえて実施してください。

イ 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

ウ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついで、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活

環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるような施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

エ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

オ 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

カ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。

### (3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起さないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

### (4) まちづくりへの協力

新座市小売事業者等による地域の活性化に関する条例（平成十九年九月二十八日条例第二十七号）第四条に規定される小売事業者等の責務について、配慮してください。

## 二 縦覧期間

令和四年一月二十八日から令和四年二月二十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年一月二十五日認可した。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

美児沢用水土地改良区

### 二 事務所所在地

児玉郡美里町

# 告 示

## 埼玉県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年一月二十五日認可した。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

山王用水土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

# 告 示

## 埼玉県告示第八十三号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量二点）

### 三 作業地域

川越市上戸 川越市霞ヶ関北三丁目

### 四 作業期間

令和三年十一月十七日から令和四年三月十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量 一点）

### 三 作業地域

川越市大字久下戸

### 四 作業期間

令和三年十二月二十日から令和四年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一五―十九―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字西堀八百八十番地他

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百三・六立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇十八―三十六―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市札羽七番一号他六十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千九百十五・二十一立方メートル

## 告示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	ふじみ野市福岡新田字西川通 二一〇番八地先から同市福岡 新田字谷中一二四番一地先ま	区 間
三七・五三〇 四〇・五〇	三七・五三〇 三八・五九	敷地の幅員 (メートル)
	二二八・四九	延長 (メートル)
	国道二百五十四号バイパスふじみ 野地区土地区画整理事業による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
上ケ谷戸二九一番二地先まで	比企郡川島町大字上八ツ林字 上ケ谷戸二九二番一地先から	区 間
一一・一九〇二二・〇二	八・八二〇九・三九	敷地の幅員 (メートル)
五二・〇〇		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水弘

路線名	川越入間線
供用開始の区間	入間市大字上藤沢字東野二九番四地先から同市大字上藤沢字田成二六五番一地先まで
供用開始の期日	令和四年一月二十八日 午後五時
備考	令和二年八月二十一日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十一号で 告示した道路予定区域の 一部供用開始である。 延長一六〇・〇〇メー トル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年一月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和三年十一月十九日

指令川建セ第〇二〇〇六四号

#### 二 検査済証番号

令和四年一月二十四日

川建セ第〇三〇一九号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字用土字森南百三十三番一の一部（二工区）

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字用土百三十三番地一

社会福祉法人 俊仁会 理事長 井上 昌俊

# 告 示

## 埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 タムスさくらの杜新井宿（従来型）	埼玉県川口市新井宿二百五十番 地の一
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 タムスさくらの杜新井宿（ユニット型）	埼玉県川口市新井宿二百五十番 地の一

# 告 示

## 埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の異動の届出があった。

令和四年一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	施設の開設主体及び名称	所 在 地
特別養護老人ホームトマト村	社会福祉法人宥和		埼玉県本庄市早稲田の杜五丁目十四番八号
埼玉県本庄市大字北堀千九百三十九番地			

正 誤

埼玉県告示第二百七十号（令和三年十二月十七日第千三百六十一号）中訂正

ページ 行

一 前から十四

誤

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

正

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

ページ 行

一 前から十七

誤

大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一番二十九号

正

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号